

会員各位

(一社) 滋賀県LPガス協会
会長・災害対策本部長 川瀬 努
(公 印 省 略)

2020年度 災害時緊急連絡通報訓練の実施について

平素は当協会事業について格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、協会災害時緊急連絡通報訓練実施要領に基づく緊急連絡通報訓練を下記のとおり実施いたします。

この訓練は、大規模災害時、会員事業所に被害の有無についての速やかな第一報の発信を体得いただくとともに支部・本部間の情報伝達及び取りまとめを円滑に行うために実施するものです。また、訓練の結果は効率的な連絡経路の確保に向けた検討資料といたします。

ご多忙の折とは存じますが、支部長（支部事務局）から連絡がありましたら、別紙の「LPガス関係被害状況報告書」に事業所名、担当者名等を記載の上、支部長（支部事務局）に返信くださいますようお願いいたします。ファックス未設置事業所は、電話での返信をお願いします。

会員各位の訓練は、報告書の返信又は電話応答をもって終了となります。

記

1. 訓練実施日

2020年9月1日（火）9：00～12：00

2. 連絡通報訓練の流れ

訓練開始の連絡 協会本部⇒支部長（支部事務局）⇒支部会員

被害状況の報告 支部会員⇒支部長（支部事務局）⇒協会本部

※注）実際の災害では、当然ながら訓練開始の連絡はありません。また、実際の災害では、電話回線やFAXが使えない場合もあります。その際には、Eメールや携帯電話のメールやショートメールの活用について日ごろより準備願います。

※様式について

別添の「災害時緊急連絡通報基準とその様式」を保管してください。

様式は実際の災害時においても使用いたしますので、常時使用できるように社内での情報共有をお願いいたします。

なお、様式をデータで必要とされる方は協会までご連絡をお願いします。

また協会ホームページにもアップいたします。（この場合はPDF）

以上

災害時緊急連絡通報訓練実施要領

(一社) 滋賀県LPガス協会

1. 目的

この訓練は、大規模災害発生時、支部内会員事業所から支部長会社へ、また、支部長会社から災害対策本部（平常時には県協会を指します。以下「本部」とします。）への速やかな被害状況等の報告を習得することを目的として実施するものです。

2. 実施時期と被害状況

実施の時期、時間はあらかじめ連絡します。本部から支部長会社に訓練開始の連絡があった時点で訓練開始となります。

なお、前記1の目的達成のため、訓練実施時の状況は、平日の各事業所の勤務時間帯とし、支部長会社及び支部内会員事業所の担当者が待機している状態とします。同様に連絡手段として電話回線が使用可能な状態とします。

3. 訓練実施の伝達

(1) 本部から支部長会社への訓練実施の連絡

任意の時間に本部から支部長会社あてに通報訓練の実施を連絡します。連絡はファックス、又は、電子メールにより行います。

・連絡例（様式〇－1）

「只今より通報訓練を実施します。本日〇時〇〇分ごろ、滋賀県東部を震源とする大規模地震が発生しました。支部内の被害状況を取りまとめ協会災害対策本部まで報告願います。」

(2) 支部長会社から支部会員への訓練実施の連絡

支部長会社は、本部から訓練開始の連絡を受け、直ちに支部会員に訓練実施を連絡します。連絡は電話、ファックス、電子メールのいずれかで連絡が可能な手段により行います。

・支部会員への連絡例（様式〇－2）

「只今より通報訓練を実施します。本日〇時〇〇分ごろ（～中略～）発生しました。被害状況を支部長会社まで報告願います。」

4. 被害状況の報告

(1) 支部会員からの報告

支部長会社から連絡を受けた支部会員は、報告様式◇－1「LPガス関係被害状況報告書」に発信日時、事業所名、担当者名のみを記載し、支部長会社に返信します。

ファックス未設置の事業所は、支部長会社からの訓練実施連絡の電話を一旦切った後、電話により事業所名と担当者名を報告します。電話連絡の場合、報告を受けた支部長会社は、受信日時を記録します。

(2) 支部長会社から本部への報告

支部長会社は、支部会員からの報告をとりまとめ、報告様式◇-2により本部に報告します。記載項目は「1. 支部内会員事業所報告状況」での事業所数のみとします。

なお、支部長会社は、支部会員への訓練実施の連絡後一定時間経過後（報告書作成とファックス返信時間の概ね30分程度）も支部会員からの返信がない場合は、受付を打ち切り、返信があった件数を本部に報告します。

ただし、大規模災害時には、災害対策マニュアル様式◇-2に、支部内事業所数、報告事業所数を記載し、会員から受信した災害対策マニュアル報告様式◇-1をそのまま添付して支部長会社は本部に報告します。

5. 訓練の終了

全ての支部長会社から本部への報告があった時点で訓練を終了します。

6. 訓練の評価とまとめ

訓練実施後、下記について評価とまとめを行い今後の円滑な連絡通報に向けた検討を行い、支部を基本組織とした災害対策の向上を図ることとします。

(1) 訓練実施の連絡開始から支部長会社からの報告までに要した時間。

(2) 支部会員からの返信件数。

7. 付記

この要領は、2020年3月13日より実施します。